

市では、マイナンバーカードを使って住民票などを取得できる「コンビニ交付サービス」や、スマートフォンから住民票などの申請ができる「オンライン申請サービス」を行っています。証明書類を簡単に取得できますので、ぜひ利用してください。

オンライン申請サービス

オンライン申請サービスは
こちらから



オンライン申請
サービス

スマートフォンなどから住民票や税務証明書などの申請が行えます。証明書類は、後日郵送します。機器点検に伴う休止日を除き、24時間利用できます。

手続きによっては、マイナンバーカードと本人認証アプリ「電子認証マイナサイン」がインストールされたスマートフォンなどが必要です。



iPhone用

電子認証
マイナサイン



Android端末用

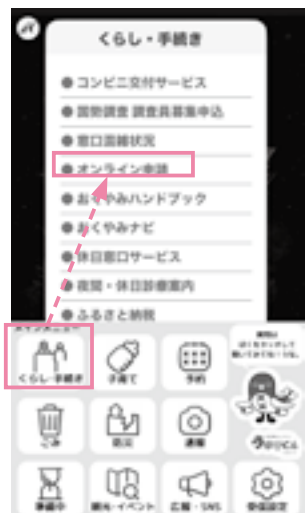
スマートフォンでの利用方法

- 1 オンライン申請サービスにアクセスする
- 2 希望する手続きを選択して、内容を入力・送信する
- 3 画面がマイナサインアプリに切り替わったら、マイナンバーカードを読み取り、受け付けを完了させる
- 4 受付完了後に送られてくるEメールに記載された手数料・郵送料をクレジットカードまたはPayPayで支払う
- 5 後日、証明書類が郵送で届く

成田市LINEからも オンライン申請ができます

成田市LINEのメニュー画面にある「くらし・手続き」をタップすると、オンライン申請サービスにアクセスできます。

成田市LINEでは、イベント情報や緊急情報など、皆さんの役に立つさまざまな情報を配信しています。「子育て」や「イベント」など事前に選択したカテゴリのメッセージのみを受信できるようになりましたので、利用してください。



友だち追加は
こちらから



使い方などが学べる スマートフォン講習会

市では「デジタルサービスを利用したいけれど使い方が分からない」という人を対象に、LINEの使い方やオンライン申請の手続き方法などが学べる、スマートフォン講習会を開催しています。

日程などの詳細は決まり次第、広報なりたでお知らせします。



講師の説明を聞きながら

※くわしくは行政管理課(☎20-1501)へ。

住民票などを手軽に取得できます

コンビニ交付サービス



簡単な操作で証明書類を取得

マイナンバーカードを使って、全国のコンビニエンスストアやイオン(成田店を含む一部店舗)などに設置されているマルチコピー機から住民票や税務証明書などを取得できます。

年末年始と機器点検に伴う休止日を除き、毎日午前6時30分から午後11時まで利用できます。

必要な物=マイナンバーカード(利用者証明用パスワード(4桁の暗証番号)が分からない場合は市民課(市役所1階)、下総・大栄支所で設定・更新が必要)

手数料が窓口よりも100円お得に

3月31日まで、コンビニ交付サービスにかかる手数料を100円減額しています。

利用方法

- 1 マルチコピー機の「行政サービス」を選択する
- 2 「証明書交付サービス」を選択する
- 3 マイナンバーカードを所定の場所に置き、読み取る
- 4 「お住いの市区町村の証明書」を選択する
- 5 マイナンバーカードの利用者証明用パスワード(4桁の暗証番号)を入力する
- 6 種別や記載事項の有無を選択する
- 7 発行部数を入力し、手数料を入金すると証明書が発行される

操作方法を動画で

地方公共団体情報システム機構のホームページから、各店舗にあるマルチコピー機の操作方法を動画などで確認できます。



地方公共団体
情報システム機構

取得できる証明書

証明書	コンビニ 交付サービス	オンライン 申請サービス	問い合わせ先
住民票	○	○	市民課 (☎20-1525)
印鑑登録証明書	○	×	
戸籍謄(抄)本	○*1	○*2	
戸籍の附票	○*1	○*2	
課税証明書	○*3	○	市民税課 (☎20-1513)
非課税証明書	○*3	○	
所得証明書	○*3	○	
評価額証明書	×	○	資産税課
公課証明書	×	○	(☎20-1514)
納税証明書*4	×	○	納税課 (☎20-1519)

*1 市に住民記録と本籍がある人のみ利用可

*2 市に本籍がある人のみ利用可

*3 市に住民記録があり課税情報がある人のみ利用可。発行は最新年度分のみ

*4 個人名義以外の証明書・継続検査(車検)用の証明書を除く

転出の届け出はオンラインで 引っ越しワンストップサービス

マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルから転出の届け出ができます。

マイナポータルから届け出ができる期間は、新住所に住み始める日の30日前から、新住所に住み始めた日以降の10日以内です。転出の届け出をした後は、転入先の市区町村の窓口で転入の手続きをしてください。

利用方法などの詳細はデジタル庁公式noteで確認できます。



デジタル庁
公式note

転出の届け出ができる期間の例

